

6. 損益計算書

科 目	平成15年度 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)		平成16年度 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経常収益	4,909,271 百万円	100.0	4,123,550 百万円	100.0
保険料等収入	3,296,738		3,043,512	
再保険収入	3,293,565		3,041,437	
資産運用収入	3,172		2,075	
利息及び配当金等収入	709,908		602,048	
預貯金利息・配当	540,689		516,797	
有価証券利息	9		4	
貸付金・配当	279,982		298,644	
不動産賃貸	208,339		168,139	
その他利息配当	43,418		41,959	
金融機関運用益	8,938		8,050	
売買目的有価証券運用	4,533		266	
有価証券売却益	445		1,648	
有価証券償還	52,274		41,223	
有価証券差	223		13,607	
その他運用収入	86		467	
特別勘定資産運用	951		467	
その他経常収入	110,705		28,038	
年金特約取扱い受入	902,625		477,989	
年金準備引当金戻入	22,540		21,531	
退職給付引当金戻入	306,838		194,928	
その他経常収入	524,766		223,211	
その他経常収入	42,082		32,056	
その他経常収入	6,396		6,262	
経常費用	4,558,347	92.9	3,798,583	92.1
保険金等支払	3,564,153		2,994,465	
再保険金等支払	1,055,388		894,306	
給付返戻	278,260		285,219	
その他返戻	691,319		613,308	
責任準備金繰入	1,138,887		694,339	
支社員配当積立	396,592		505,014	
資産運用費用	3,705		2,277	
支金銭の信託運用	7,070		9,872	
売却目的有価証券運用	6,677		9,500	
有価証券売却損	393		372	
有価証券償還	193,599		99,470	
有価証券償還	4,344		4,747	
融派生商品費	55		—	
貸付金償却	9,909		57,428	
その他経常費用	85,589		6,556	
その他経常費用	16,844		441	
その他経常費用	228		1,380	
その他経常費用	46,218		1,265	
その他経常費用	436		131	
その他経常費用	34		12,347	
その他経常費用	12,825		15,172	
その他経常費用	17,114		372,396	
その他経常費用	451,016		322,378	
その他経常費用	342,507		264,043	
その他経常費用	282,020		23,994	
その他経常費用	26,251		27,860	
その他経常費用	27,551		6,479	
その他経常費用	6,683		—	
特別利益	350,924	7.1	324,966	7.9
不動産売却引当金戻入	37,998	0.8	7,438	0.2
不動産売却引当金戻入	284		717	
不動産売却引当金戻入	2		25	
不動産売却引当金戻入	10,933		6,695	
不動産売却引当金戻入	26,777		—	
特別損	161,218	3.3	121,425	2.9
不動産売却引当金戻入	44,603		32,207	
不動産売却引当金戻入	—		20,882	
不動産売却引当金戻入	28,465		12,286	
不動産売却引当金戻入	63,967		31,711	
不動産売却引当金戻入	279		104	
不動産売却引当金戻入	406		622	
不動産売却引当金戻入	13,751		13,751	
不動産売却引当金戻入	9,742		9,858	
引当金及び前期繰上金	227,704	4.6	210,979	5.1
法人税	11,460	0.2	75,096	1.8
法人税	18,238	0.4	△46,879	△1.1
法人税	198,005	4.0	182,763	4.4
土地再評価差額金取崩	△2,353		1,671	
退職給付引当金取崩	1,395		—	
社会厚生事業増進積立金取崩	406		622	
不動産圧縮積立金取崩	688		—	
当期未処分剰余金	196,764		185,056	

重要な会計方針

平成16年度

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

3. 不動産及び動産の減価償却の方法

不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

その他の資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

6. 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,058百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

8. 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

平成 16 年度

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

会計方針の変更

平成 16 年度

1. 退職給付会計

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 3 号 平成 17 年 3 月 16 日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 7 号 平成 17 年 3 月 16 日）が、平成 17 年 3 月 31 日に終了する事業年度から適用できることになったことに伴い、当年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比べ、経常利益および税引前当期純剰余が 3,139 百万円増加しております。

2. 固定資産の減損会計

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日）が平成 16 年 3 月 31 日に終了する事業年度から適用できることとなったことに伴い、当年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。これにより、税引前当期純剰余が 20,882 百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

平成16年度(平成17年3月31日現在)

1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、491,745百万円であります。
2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、721,025百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
3. 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産の額は、854,040百万円であります。
4. 子会社に対する金銭債権の総額は、3,625百万円、金銭債務の総額は、3,129百万円であります。
5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	494,878百万円
前年度剰余金よりの繰入額	142,275百万円
当年度社員配当金支払額	178,003百万円
利息による増加等	528百万円
当年度末現在高	459,677百万円
7. 外貨建資産の額は、2,377,852百万円であります。
(主な外貨額 14,095百万米ドル、4,588百万ユーロ)
外貨建負債の額は、9,080百万円であります。
(主な外貨額 28百万ユーロ、25百万米ドル)
8. 基金40,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
9. 担保に供されている資産の額は、50,020百万円であります。
10. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、41,428百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は781百万円、延滞債権額は8,343百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1,263百万円、延滞債権額6,794百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は32,304百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、460,414百万円であります。
12. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、31,219百万円であります。
13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
14. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、7,950百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、44,579百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△412,837 百万円
ロ. 年金資産	446,809 百万円
うち退職給付信託	259,906 百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	33,972 百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△59,488 百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△20,652 百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△46,168 百万円
ト. 前払年金費用	16,319 百万円
チ. 退職給付引当金（ヘ-ト）	△62,488 百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

17. 繰延税金資産の総額は、540,795 百万円、繰延税金負債の総額は、517,447 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、5,584 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 230,336 百万円、有価証券評価損 107,860 百万円、退職給付引当金 74,336 百万円および価格変動準備金 70,336 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 483,474 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△24.21%であります。

18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △44,410 百万円

19. 子会社の株式等は、164,299 百万円であります。

20. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は57 百万円、同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は857 百万円であります。

(損益計算書関係)

平成16年度
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

1. 子会社との取引による収益の総額は、6,040百万円、費用の総額は、21,290百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券203百万円、株式等29,046百万円、外国証券8,778百万円であります。
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券6,269百万円、株式等13,665百万円、外国証券37,416百万円であります。
有価証券評価損の内訳は、株式等6,327百万円、外国証券228百万円であります。
3. 「売買目的有価証券運用益」の主な内訳は、利息及び配当金等収入603百万円、売却益754百万円、評価益334百万円であります。
4. 「金銭の信託運用益」には、評価益が90百万円含まれております。
5. 「金融派生商品費用」には、評価損が4,698百万円含まれております。
6. 退職給付費用の総額は、31,034百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ. 勤務費用	13,453百万円
ロ. 利息費用	8,721百万円
ハ. 期待運用収益	△5,538百万円
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△6,222百万円
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△2,562百万円
ト. その他	9,431百万円

7. その他特別損失は、早期退職優遇特別プランの実施に伴う割増退職金等の費用であります。
8. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	9件	2,352	15,138	17,491
遊休不動産等	5件	2,986	404	3,391
合 計	14件	5,339	15,543	20,882

(注) 多数の資産グループにおいて減損損失が発生していることから、表示を明瞭にするため種類ごとに集約して記載しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.93%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。